

東京都立豊多摩高等学校 自動販売機設置事業者募集要項

1 募集の概要

本募集は、東京都立豊多摩高等学校において生徒・教職員の福利厚生及び災害時緊急利用のため設置する自動販売機の設置事業者を選定するために実施する。自動販売機の設置は、東京都教育財産管理規則（昭和40年3月31日教育委員会規則第4号）第15条第1項第4号の規定による教育財産の使用許可により行われるものであり、本募集に応募し採用された事業者は、別途教育財産の使用許可申請を行うものとする。

2 設置場所及び設置台数等

設置場所	販売品目	設置台数	設置面積
B棟2階	水、清涼飲料水、牛乳、乳飲料	2台程度	① 3.0 m ² （幅3.0m×奥行1.0m）以内
		1台程度	② 2.5 m ² （幅2.5m×奥行1.0m）以内
B棟3階	清涼飲料水、経口補水液、栄養調整食品	1台程度	③ 2.5 m ² （幅2.5m×奥行1.0m）以内
渡り廊下2階	水、清涼飲料水	1台程度	④ 1.6 m ² （幅2.0m×奥行0.8m）以内

※別紙1、別紙2参照

※設置面積は容器の回収箱、転倒防止器具の面積を含む。

3 設置期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日（3年間）

4 応募資格

次の(1)から(4)の要件のすべてを満たす法人又は個人とする。

- (1) 自動販売機による飲料等販売業務の営業経験年数が5年以上であること。
- (2) 税金を完納していること。
- (3) 資産状況が良好であること。
- (4) 東京都内に事業の店舗を有していること。

5 経費負担

- (1) 電気料等建物の使用に伴う経費（光熱水費）は自動販売機設置事業者の負担とし、東京都立豊多摩高等学校長と自動販売機設置事業者との間で協定書を作成のうえ、毎月東京都立豊多摩高等学校長の発行する納入通知書により金融機関より納入する。毎月の電気使用量は、設置事業者の負担により設置する子メーターにより計測する。

- (2) 光熱水費の計算は、昭和 45 年 2 月 18 日付 45 教総経発第 23 号「行政財産の使用許可に伴う光熱水費の計算方法について」の別冊 A を適用する。
- (3) 自動販売機の設置に係る教育財産使用料は、販売価格が市価より低廉であることを条件に免除する。
- (4) 自動販売機設置及び撤去に係る全ての経費は自動販売機設置事業者の負担とする。また、東京都立豊多摩高等学校の施設を破損した場合は、修繕経費等を自動販売機設置事業者が負担すること。

6 条件

- (1) 販売品目は次に掲げるものとし、内容については学校と協議すること。
水、清涼飲料水、牛乳、乳飲料、経口補水液及び栄養調整食品
- (2) 販売価格は市価より低廉であること。
- (3) 商品補充時にエレベーターを使用する場合は、経営企画室窓口にその都度申し出ること。
- (4) 商品は不足を生じないように補充すること。補充時間は登校時間（～8時25分）及び昼休み時間（12時35分～13時15分）を避けること。
- (5) 設置する自動販売機は、本体に漏電遮断器付のものとする。
- (6) 設置する自動販売機は災害対応型（ライフラインベンダータイプ）とする。
- (7) 設置する自動販売機は環境に配慮し、省電力及びノンフロン機種とする。
- (8) B棟2階に設置する自動販売機のうち、2台は電子マネー対応とする。
- (9) 自動販売機の据付基準（JIS規格）及び自動販売機据付基準（清涼飲料自販機協議会）を遵守した転倒防止措置を講じること。
- (10) 自動販売機の故障・トラブルには迅速に対応すること。また、連絡先を自動販売機に明記すること。
- (11) 自動販売機設置に必要な営業許可や保健所への届等、許可等法令に規定のある事項は自動販売機設置事業者が使用前に手続を行うこと。
- (12) 保健衛生については十分に注意すること。
- (13) 容器の回収箱を自動販売機の横に設置し、商品補充時に容器を回収すること。
- (14) 自動販売機と容器の回収箱は定期的に清掃を行い、美観を保つこと。
- (15) 設置場所の壁面にある照明スイッチの使用に支障を生じないように設置すること。
- (16) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。
- (17) 自動販売機の設置期間が終了したときは、設置事業者の負担により、速やかに設置場所を原状に回復すること。
- (18) 使用許可条件に違反した場合は使用許可を取り消す。

7 自動車の使用又は利用

自動販売機の設置及び運用に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事

項を遵守すること。

- (1) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 来校の際、車両を駐車する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、アイドリング・ストップを遵守すること。
- (5) 学校敷地内を走行する際は、徐行を徹底し、生徒、教職員及び来校者の安全に十分に注意すること。

8 応募方法

本募集への応募を希望する事業者は、下記により提案書及び添付書類を提出すること。

(1) 提案書 2部

以下の事項が記載されたもの

- ア 商品の配送を担当する事業所の所在地、連絡先、業務時間及び担当者
- イ 自動販売機の故障等トラブル発生時の対応方法
- ウ 取扱飲料・栄養調整食品メーカー
- エ 販売品目及び価格表(様式1)
容量、容器の種類及び市価を併記すること。
- オ 自動販売機の規格及び安全対策
- カ 商品の補充の計画
- キ 過去3年間における都立学校、公共施設等への自動販売機の設置実績
- ク 回収容器のリサイクル及び処理のフロー図
- ケ その他提案事項

(2) 添付書類 各1部

- ア 会社概要等(同一業種の営業経験年数が5年以上であることを確認できるもの)
- イ 納税証明書
申請時を基準として直前1ヵ年の営業年度分とし、法人の場合は法人税及び法人事業税(いずれも、確定申告分)、個人の場合は、所得税及び個人事業税の納税証明書とする。ただし、納税実績のない場合はその理由を詳記した書面及び都民税並びに都内における主たる固定資産税の納税証明書とする。
- ウ 営業所一覧等(東京都内に事業の店舗を有していることを確認できるもの)
- エ 自動販売機の仕様を確認できる資料

(3) 提出

令和6年2月16日(金)までに、東京都立豊多摩高等学校 経営企画室宛て、郵送又は持参により提出すること。

※ 郵送の場合は、令和6年2月16日(金) 必着とする。

※ 持参の場合は、東京都立豊多摩高等学校 経営企画室に事前連絡のうえ、平日9時から17時までに来校するものとする。

【参考】 使用許可申請の必要書類

(1) 東京都教育財産使用許可兼使用料免除申請書

(2) 申立書

申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法(昭和22年法律第233号)又は食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、又は食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けたことがないことの申立書

(3) 登記簿謄本(現に効力を有する部分のみ)

個人で商号を用いている場合は商号登記簿謄本、個人で営業している場合は市区町村長の発行する身分証明書とする。

(4) 財務諸表

申請時を基準として直前2ヵ年の営業年度分とし、法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人の場合は、収支計算書及び営業用純資本計算書とする。

(5) 販売品目及び価格表

(6) 営業許可書(必要な場合のみ)

(7) 経歴書

[連絡先] 〒166-0016 東京都杉並区成田西2-6-18
東京都立豊多摩高等学校 経営企画室
電話 03-3393-1331